

令和5年第2回(6月)定例会一般質問会議録

「日田市における不登校児童生徒の現状について」

令和5年6月16日(金)11:00~12:00

最後に3項目め、日田市における不登校児童生徒の現状について伺います。

コロナ禍非常事態宣言で一斉休校など子供を取り巻く環境が不安定で変化してきた中、日田市と大分県の不登校児童生徒の推移と傾向についてお伺いいたします。

次に、最近、不登校児童生徒が多くなっているとの報道を耳にしますが、このような状況の中で、日田市教委の考える不登校児童生徒への支援の考え方についてお聞かせください。

最後に、平成28年10月に公布施行された教育機会確保法、第三章不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等では、学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、心身の状況等の継続的な把握に必要な措置、学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性を鑑み、個々の休養の重要性を踏まえ、不登校児童生徒に対する情報の提供等の支援に必要な措置について措置を講じ、または講ずるよう努めるとされました。

この教育機会確保法では、学校以外の場として、多様で適切な学習活動の重要性が示されたものです。令和元年12月議会において、私のフリースクール等、学校以外での教育の場ということについての考えを伺った質問に対し、教育長は「フリースクール等への参加等についても、十分学びの機会の保障になっているというふうに認識はしている」。そして「フリースクール等に在籍した場合に登校扱いにしていくというような考えはあるのか」との私の質問に、教育長は「今回の教育機会確保法の趣旨も、フリースクールとの連携等も掲げられておりますので、そのフリースクールでどのような学習をしているのかということを校長がしっかりと判断して、適切な指導、学習が行われているようであれば、当然出席扱いというふうになると認識している」と答弁されました。

教育機会確保法第12条の学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置について、学校以外の子供の居場所としてのフリースクール等の民間団体の把握と連携体制をどのように行っているのか、お聞かせください。

併せまして、フリースクール等での活動をしたときに登校出席扱いとする基準を定めているのか、お聞かせください。

○議長(三苫 誠君) 教育長。

○教育長(三苫眞治郎君) [登壇]

私からは、不登校児童生徒支援についてお答えします。

初めに、不登校児童生徒の現状についてでございます。

不登校児童生徒の定義は、文科省が毎年実施します児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、年間30日以上登校しなかった児童生徒のうち、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除き、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるものとされております。

そこで議員お尋ねの日田市と大分県の小中学校別不登校児童生徒数の平成29年度から令和3年度まで過去5年間の推移についてでございますが、文科省の調査結果を用いて御説明申し上げますと、平成29年度から順に、市内小学校では14名、18名、27名、39名、30名と推移しており、市内中学校では38名、40名、43名、57名、99名と推移しております。

続いて、県内小学校では、平成29年度から順に368名、437名、558名、618名、706名と推移しており、県内中学校では987名、1,162名、1,285名、1,374名、1,706名と推移しております。

以上のように、全国同様、市及び県におきましても、小中学校での不登校児童生徒数は直近の5年間は連続して増加しております。

文科省では不登校児童生徒数が増加傾向にある原因といたしまして、児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨の浸透も考えられるが、コロナ禍における生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、マスク着用、給食での黙食など学校生活に様々な制限がある中、交友関係を築きにくいことなど、登校意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられるといった見解が示されております。

日田市におきましても、不登校対応に当たる教職員からの聞き取りでは、コロナ禍で学校を休むことへのハードルが低くなっているとの声があることに加え、不登校の要因が前年度と比べて、要因の特定が困難な該当なし及び学習が分からない、学習についていけないという学業の不振が増加していることなどから、文科省の見解と同様にコロナ禍による生活様式の変化の影響で家庭内で過ごすことが増えたことにより集団生活になじめないことや要因の特定が困難な児童生徒が増えたことに加え、長期休業等の影響で学習が分からなくなって、学習意欲が減退し、登校できなくなった児童生徒も増えたことが不登校児童生徒数の増加につながっていると捉えております。

次に、市教委の不登校児童生徒への支援の考え方についてでございます。

平成29年3月31日に文科省より発表されました義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針には、1、不登校は取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得る、2、不登校そのものは問題行動ではないことを児童生徒、保護者に知らせる、3、個々の不登校児童生徒の状況に応じた多様な支援が必要となる、4、支援に際しては学校復帰という結果のみを目標とするのではなく、見

児童生徒の社会的自立を目指す必要があることが示されており、市教委といたしましても、これら基本方針の考えの下、支援を行っているところでございます。

不登校児童生徒への学校における支援といたしましては、各学校において不登校対策委員会を設置し、教育相談コーディネーターを中心とした組織的対応を行っております。

具体的な取組といたしましては、担任等による家庭訪問や学習指導、別室登校の対応、スクールカウンセラーによるカウンセリング、児童生徒一人一台タブレット端末を活用した朝夕の学活等への参加による人間関係づくりへの支援や、AIドリルや授業配信による学習対応などの取組を行っているところでございます。

また、市教育センターにおきましても、必要に応じ職員を派遣し学校や児童生徒へ支援を行うとともに、これまでの心の相談員の派遣に加え、新たに登校支援員の配置を行うことにより登校支援や学習支援を実施しております。

さらに、教育相談員による相談支援、臨床心理師による心理カウンセリング、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問支援、やまびこ学級への通級を通じた学習支援や体験活動、児童生徒同士の人間関係づくりなどの取組を行っております。

最後に、民間団体との連携についてでございます。

フリースクール等の民間団体の把握につきましては、現在市教委が把握しています市内のフリースクール施設は1か所でございます。当該フリースクールとの連携体制の在り方につきましては、教育センター職員と当該フリースクールの方が相互に訪問し合いながら利用する児童生徒の学習支援や生活支援についての情報共有を行うなどの連携を図るとともに、当該フリースクールからも入所生がいる学校に対して月ごとに出席状況と学習状況の報告を行うなど連携して支援を行っているところでございます。

また、フリースクール等に通う児童生徒の出席扱いの基準についてでございますが、令和元年10月25日に出されました文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の中で、公的機関や民間施設で、相談、指導を受けている場合の指導要録上の出席扱いについて、出席扱い等の要件が示されております。

通知の中では、当該施設での相談、指導が適切であるか、また、当該施設における学習の計画や内容が学校の教育課程に照らして適切であるかなど、出席扱いの要件や留意事項が記載されております。これらの要件を満たした上で、当該施設が、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導などの適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上、出席扱いとすることができると記載されております。

市教委としましては、国が示す出席扱いの要件において、校長が設置者である教育委員会と十分な連携を取って判断するものとされておりますことから、今後もフリースクール等へ通う児童生徒の在籍校と情報共有を行い連携を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長(三苫 誠君) 12番 中島議員。

○12番(中島章二君)

最後に、不登校児童生徒に対する生徒支援について、再質問いたします。

文部科学省が令和5年3月に、COCOLOプランというものをしております。その資料の中で、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談、指導を受けていない小中学生が4.6万人に上るとされています。こちらのほう、不登校児童生徒、日田市内、大分県下も増加傾向ということで先ほど伺いましたけど、本市の状況と対応をどのように行っているのか、お聞かせください。

○議長(三苫 誠君) 教育長。

○教育長(三苫眞治郎君) 令和3年度の調査結果によりますと、学校内外の専門機関等で相談指導を受けていない、欠席人数が90日以上の不登校児童生徒数でございますけれども、日田市では、小学校で5名、中学校で11名でございます。

ここでいう学校内外の専門機関とは、養護教諭あるいはスクールカウンセラー、あるいは心の相談員等のほかに、教育センター等の教育機関、福祉機関、医療機関、民間団体等のごとでございます。この専門機関等で相談指導を受けていない児童生徒については、いろいろ御家庭の事情等がありまして受けていないということですが、学校が市教委と関係機関と連携しまして、専門機関への相談を進めております。しかし、つながっていないという状況でございます。したがって、担任あるいは学年部の教員による家庭訪問や保護者面談等での支援を現在行っているところでございます。

○議長(三苫 誠君) 12番 中島議員。

○12番(中島章二君) どこにも相談、また指導を受けていない児童生徒がいるということで、そういった方には、早急に手を差し伸べる、相談を、相談できる場があるよということをつくる必要性があるかと思えます。

学校現場のほう、また働き方改革の中でも、これまでも申し上げてきております。先生方の業務量というのはかなり多い中で、こういった対応をまた担任の先生にお任せするというのは、非常に厳しい面があるんじゃないかと考えます。外部の専門機関等をしっかり市としても把握した上で対応できるような、そういったシステムが必要ではないかと思っているところでございます。

教育長のほうにお尋ねしますが、今、不登校児童生徒が増えてきている中で、学校現場がさらに厳しい働き方の場になっているのではないかと思いますけど、今おっしゃっていたように、担任の先生、養護教諭の先生に、この対応をお任せしていくという方向性、私が申し上げたいのは、人的配置が必要ではないかということをおっしゃっているんですけど、こちらについて、現状の教職員数で対応していくという考えが基本にあるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長(三苫 誠君) 教育長。

○教育長（三笥眞治郎君） 先ほどから不登校の児童生徒が増加しているということでございますけれども、現在、各学校に教育相談、コーディネーターというものを校務分掌として位置づけております。これは、学校の教員が位置づけておるわけですが、できるだけ担任外の生活指導、生徒指導、あるいは主幹教諭等々、養護教諭も含めまして、そういう方がなっていたいただいております。

このコーディネーターを中心に、学校全体の状況や支援の状況を一元的に把握して、関係機関とつなぐというようなことを行ってもらうものです。したがって、学校だけで解決するのではなくて、やはり教育センターであるとか、やっぱりスクールソーシャルワーカーであるとか、いろんな外部機関とつなぐということが大事であろうかというふうに思っております。

本年度から、登校支援という形で2名、新たにまた2人配置をしているところでございます。また、県教委とも連携しながら、こういった人の配置については、要請等も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（三苫 誠君） 12番 中島議員。

○12番（中島章二君） 不登校児童生徒、相談の場所がない、行き場がないということで、本人も家族も困っている場が想像できるので、こちらについてはしっかりとした対応できる形を市教委としてつくっていただきたいということを考えております。

時間もないので、最後に、中学卒業後の生徒についてですけど、高校進学や就職などでいろんな生活を送っている方がいますが、今後、ひきこもりへつながる場合が多々考えられます。若者への支援体制の必要性があると考えますが、市教委として考えがあればお聞かせください。

○議長（三苫 誠君） 教育長。

○教育長（三笥眞治郎君） 現在の対応としましては、中学卒業時に進学先の学校と情報共有を行うなど、丁寧な引き継ぎを行っているところでございます。

中学卒業後は、高校あるいは専門学校等の指導の範疇でございますが、また、社会人としての対応となるため、市教委としての指導や支援ができる立場でございませぬけれども、そういった中学卒業後の指導体制構築の必要性は承知しております。

○議長（三苫 誠君） 教育長、時間です。

○教育長（三笥眞治郎君） はい。

○議長（三苫 誠君） ここで暫時休憩いたします。会議は、午後1時から再開いたします。

午